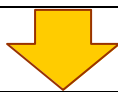


国東市空き家バンク利用登録の手順

(空き家を買いたい、借りたい方)

- ◆情報を利用できる方 国東市内に定住し、当市の自然環境や生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して暮らせる方で主たる生計者及び生計を一にする者
- ◆登録期間 2年間
- ◆提出いただくもの
 - ◆国東市空き家バンク 利用登録申込書（様式第7号）
※市内の利用希望者の方については、2枚目は不要です。
 - ◆身分証明書の写し（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）
 - ◆主たる生計者の前年度の住民税等の完納証明書
又は非課税証明書
 - ◆誓約書（様式第8号）

1	空き家バンク 利用登録の申し込み	<ul style="list-style-type: none">① 国東市空き家バンクウェブサイトから、次の様式をダウンロード・印刷し、必要事項をみれなく記入してください。<ul style="list-style-type: none">◆国東市空き家バンク利用登録申込書（様式第7号） ※市内の利用希望者の方については、2枚目は不要です。◆誓約書（様式第8号）② ①の申請書類と下記添付書類は、国東市まちづくり推進課に直接お持ちいただくか、又は郵送してください。 <添付書類><ul style="list-style-type: none">◆身分証明書の写し（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証）◆世帯の主たる生計者の前年度の住民税等の完納証明書または非課税証明書③ 国東市空き家バンクウェブサイトから、申請書様式のダウンロードが出来ない方は、国東市まちづくり推進課までご連絡ください。FAX 又は郵送で様式をお送りします。
---	---------------------	--



2	申込受付／ 審査／登録決定	<ul style="list-style-type: none">① 申請書類の審査の結果、登録を認められた場合 ……国東市まちづくり推進課から利用登録完了通知書（様式第10号）を通知します。② 調査の結果、登録は適当でないと判断された場合 ……国東市まちづくり推進課からその旨連絡をいたします。
---	------------------	--



3	空き家の 情報閲覧方法①	<p>(インターネットが利用できる場合)</p> <ul style="list-style-type: none">① 国東市空き家バンクウェブサイト内の「空き家情報」をご覧ください。登録物件の基本情報を確認できます。 ※ 基本情報は、利用登録をしなくても閲覧できます。② ご希望に沿う物件がない場合は、国東市まちづくり推進課にご依頼いただければ、希望条件に近い空き家物件が登録された際、国東市まちづくり推進課から連絡をいたします。
---	-----------------	--

3	<p style="text-align: center;">空き家の 情報閲覧方法②</p>	<p>(インターネットが利用できない場合)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国東市まちづくり推進課へ直接お越してください。 物件情報を閲覧することができます。 ② 国東市まちづくり推進課に空き家の希望条件を連絡していただければ、国東市まちづくり推進課から希望条件に近い物件をお探しして郵送、FAX等で資料をお送りします。 ③ ご希望に沿う物件がない場合は、国東市まちづくり推進課にご依頼いただければ、希望条件に近い空き家物件が登録された際、国東市まちづくり推進課から連絡をいたします。
---	---	--



4	<p style="text-align: center;">空き家の 現地確認・案内</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 現地案内を希望の方は、国東市まちづくり推進課へご連絡ください。ご連絡は国東市空き家バンクウェブサイト掲載の内覧申請フォーム又はお電話にてお願い致します。 <u>※必ず内覧希望日の1週間前までに、希望日時のご連絡をお願いいたします。内覧可能な曜日は、月・火・金曜日です。</u> ※所有者に鍵開けをお願いする物件もありますので、所有者との調整がつかない場合は、案内をお断りすることもございます。 ② <u>所有者との交渉をご希望の方は、内覧が必須となっております。</u>
---	---	--



5	<p style="text-align: center;">所有者の紹介 ・ 交渉、契約の流れ</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 内覧後、所有者との交渉をご希望される場合は、国東市まちづくり推進課へご連絡ください。所有者（管理者）の氏名、電話番号等はご本人の承諾を得た後に利用希望者へお教えします。 ② 紹介・交渉は、<u>一度に1件のみ</u>とさせていただきます。 ③ 紹介後の交渉、契約等は当事者間で行ってください。 交渉中・契約後のトラブルを避けるため、不動産仲介業者を利用される事をお勧めします。 ④ 交渉が終了しましたら、<u>契約の成否にかかわらず、その結果を必ず国東市まちづくり推進課へご報告ください。</u> ⑥ 交渉が決裂した場合は、国東市空き家バンクウェブサイトへの掲載を再開し、利用者を募ります。 ⑤ 成約した場合は、次の書類を直接又は郵送で国東市まちづくり推進課に提出し、利用登録の抹消手続を行ってください。 ◆利用登録抹消届出書（様式第11号） ⑥ 国東市空き家バンクウェブサイトから届出書様式のダウンロードが出来ない方は、国東市まちづくり推進課までご連絡ください。FAX又は郵送で様式をお送りします。
---	--	---

ご注意ください！

当市は、空き家等情報の紹介やバンク登録に係る連絡調整等を行います。が、「所有者(管理人)」と「利用希望者」間で行う物件の売買・賃貸に関する交渉、及び契約等に関する仲介行為は一切行いません。

また、契約に関するトラブル等につきましても、責任をもって当事者間で解決をお願いいたします。

◎ 登録内容の変更

利用者登録の内容に変更があった場合は、電話、メールその他の手段により速やかに変更内容を国東市まちづくり推進課までお知らせください。

◎ 登録の抹消

利用登録を抹消したい場合は、利用登録抹消届出書（様式第11号）を国東市まちづくり推進課に直接お持ちいただくか、又は郵送してください。

国東市空き家バンクウェブサイトから、届出書様式のダウンロード・印刷が出来ない方は、ご連絡ください。FAX 又は郵送で様式をお送りします。

◎ 登録の更新

登録期間は、登録日から2年間です。登録期間経過後、国東市まちづくり推進課で自動的に登録を抹消いたします。再度、空き家バンクの利用を希望される場合は、改めて利用登録申込書（様式第7号）を国東市まちづくり推進課に直接お持ちいただくか、又は郵送してください。なお、登録事項に変更がある場合は、変更内容を申請時にお申出ください。

◎ その他

空き家バンク制度により物件成約された時点で、利用登録の申込みの際に提出していただいた情報を、物件所在地の自治区の区長に情報提供させていただきます。その他、ご不明な点やご相談がありましたら、国東市まちづくり推進課までお問合せください。

— 登録手続き等に係るお問い合わせ・お申し込みは —

〒873-0503

大分県国東市国東町鶴川149番地

国東市役所 まちづくり推進課

地域コミュニティサポート係

TEL：0978-72-5186（直通）

FAX：0978-72-9002

E-mail：machizukuri@city.kunisaki.lg.jp



国東市マスコットキャラクター
「さ吉くん」